○農林水産省告示第四百五十二号 のように定める。 のように定める。 平成十七年三月十日

農林水産大臣 島村 宜

植物及び地域

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの二 輸送方法 地区として指定した地域で生産されたものであ国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われるあって、イタリア共和国のうち、イタリア共和あって、イタリア共和 タロッコ種のスウィートオレンジの生果実で

○ イタリア共和国植物防疫機関により検査さ三 検査及び証明 が発行した植物検疫証明書が添付してあるも記載されているイタリア共和国植物防疫機関 が付着していないことを認め、又は信ずる旨れ、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物

のであること。

一の植物検疫証明書には、

次に掲げる事項

であること。

アーチチュウカイミバエに侵されていないもが特記されていること。 五の消毒が行われたものであること。

四

- 合にあっては、生果実の各こん包又は束ねた温処理施設」という。)において消毒を行う場でイタリア共和国内の低温処理施設(以下、低 よる封印がなされていること。 こん包には、イタリア共和国植物防疫機関に
- いること。 ア共和国植物防疫機関による封印がなされて う場合にあっては、船舶の各船倉にはイタリ 「低温処理船舶」という。)において消毒を行 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶(以下
- による封印がなされていること。 コンテナー にはイタリア共和国植物防疫機関 いて消毒を行う場合にあっては、各低温処理 (以下「低温処理コンテナー」という。)にお 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー

消毒

五

- 一・二度となった後、引き続き十四日間、そコンテナーにおいて、生果実の中心部が摂氏低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理 の温度以下で消毒すること。
- コンテナーは、あらかじめイタリア共和国植低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理 のであること。 設及び設備を有するものとして指定されたも 物防疫機関により一の消毒のために適切な施

植物防疫官による確認 三の○の検査及び五の消毒が的確に実施さ

れたことが植物防疫官により確認されるこ

官

共同して、次により行うものとすること。 との確認は、イタリア共和国植物防疫機関と ○の植物防疫官による消毒が実施されたこ

合にあっては、当該施設において五の消毒低温処理施設において消毒が行われる場

- 出港においては五の消毒が開始されたこと いることをそれぞれ確認すること。 を、輸入港においては当該消毒が終了して おいて消毒が行われる場合にあっては、 が行われたことを確認すること。 低温処理船舶又は低温処理コンテナー に 輸
- 侵されることのないための措置がとられている むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに 生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込 低温処理施設において五により消毒された各 積込み時の措置

れていること。いる旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされたコンテナーには、輸出植物検疫が終了して実のこん包、束ねたこん包又はこん包が収納さ 三の一の検査及び五の消毒が行われた各生果表示